

第6期 石狩市総合計画策定支援業務委託 仕様書

計画策定に係る前提条件

平成27年度から令和8年度までを計画期間とする第5期石狩市総合計画の内容を踏まえて、これまでのおよそ10年間における社会情勢や地域の変化を調査・分析し、現行計画に新たな要素として加えるべきものを検証しながら、第6期石狩市総合計画の策定を進めること。

【令和7年度における実施内容】

1. 計画策定に係る基礎調査

①これまでの成果の評価・分析

- ・本市の現基本構想及び戦略計画の取り組みによる成果を、他市や類似団体と比較するなど、評価、分析、検証を行う。

②本市を取り巻く環境、本市の現況や将来性等の調査・分析

- ・社会経済動向等のデータ収集と整理、及び本市への影響分析。
- ・本市の将来性等の調査分析を行う（人口動向、将来人口推計に関するデータについては、第3期石狩市創生総合戦略（令和6年度策定）で使用したものを提供する）。

③問題点の抽出・課題整理

- ・調査・分析した成果及び各種データによる本市の問題点・課題の整理を行う。
- ・本市の将来動向、人口・世帯・年齢等の将来推計（市提供）の考察を行う。

④他計画等との調整作業補助

- ・行政改革及び健全な財政運営の視点を盛り込み、他計画・事業との整理の補助を行う。

2. 計画策定に係る市民意見聴取の企画・運営

- ・本市の広域にわたる地勢の特性を勘案しながら、より多くかつ多様な意見聴取が出来るように工夫すること。

3. 関係職員参加による庁内ミーティングの企画・運営（2回想定）

- ・総合計画策定のコンセプトや計画の体系・事業の組立て等の更新のあり方について、実務レベルでの協議・検証・共有等を行うために、関係課職員の参加によるミーティングの企画・運営を支援する。

4. 石狩市総合計画策定審議会の運営支援（3回想定）

- ・審議会開催に係る資料作成など必要な支援を行う。

5. 情報発信等の企画・実施支援

- ・総合計画の策定に係るプロセスや協議成果などを市民・関係者へ効果的に周知するための情報発信等の企画・実施を支援する。

6. 総合計画（素案）の作成支援と取りまとめ

①総合計画（素案）の企画・提案

②成果の取りまとめ。次のものを成果品として提出すること。

- ・総合計画（素案） 1部
- ・総合計画素案概要版 1部
- ・上記の電子データ（CD-RもしくはDVD-ROM）1部

※電子データのファイル形式は、ワード、エクセル及びPDFとする。

7. 打合せ（3回想定）

- ・打合せ内容の記録の共有

8. その他

- ・上記業務の遂行に必要な業務に関すること。

【令和8年度における実施内容】

1. 計画策定に係る市民意見聴取の企画・運営

- ・計画（素案）に対して、本市の広域にわたる地勢の特性を勘案しながら、より多くかつ多様な意見聴取が出来るように工夫すること。

2. 石狩市総合計画策定審議会の運営支援（3回想定）

- ・審議会開催に係る資料作成など必要な支援を行う。

3. 情報発信等の企画・実施支援

- ・総合計画の策定に係るプロセスや協議成果などを市民・関係者へ効果的に周知するための情報発信等の企画・実施を支援する。

4. 総合計画（案）の取りまとめ

①総合計画（案）の企画・提案

②レイアウト及びデザインの編集

③成果の取りまとめ。次のものを成果品として提出すること。

- ・新総合計画（案） 1 部
- ・新総合計画案概要版 1 部
- ・上記の電子データ（CD-R もしくは DVD-ROM） 1 部

※電子データのファイル形式は、ワード、エクセル及び PDF とする。

5. 打合せ（3回想定）

- ・打合せ内容の記録の共有

6. その他

- ・上記業務の遂行に必要な業務に関すること。

○留意事項

・業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

・業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる製作物については、石狩市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

・本業務が完了し、前項の検査に合格して竣工と認められた後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理するものとする。

・本仕様書に記載のない事項等については、発注者および受託者双方の協議のうえ処理するものとする。